第１号訪問事業（訪問型サービス）の指定基準・報酬体系

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 予防訪問サービス | 生活援助訪問サービス |
| サービス内容 | 従来の介護予防訪問介護相当のホームヘルプサービス（身体介護＋生活援助） | 60分以内のホームヘルプサービス（生活援助のみ） |
| 利用対象者 | 要支援１・２の方※「事業対象者」は利用不可 | 要支援１・２の方※「事業対象者」は期間限定で週１回の利用のみ可 |
| 人員 | ①管理者　常勤・専従１以上※支障がない場合、他の職務、他事業等の職務に従事可能②訪問介護員　常勤換算2.5以上＜資格要件＞介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者③サービス提供責任者　常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（一部非常勤可）＜資格要件＞介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 | **■一体型の場合**予防訪問サービスの基準に準じるが、②訪問介護員の資格要件に「一定の研修受講者」を追加 |
| **■単独型の場合**①管理者　専従１以上※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能②従事者　常勤換算１以上＜資格要件＞介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または、一定の研修受講者等③訪問事業責任者　従事者のうち1人以上必要数＜資格要件＞介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 |
| 設備 | ①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画②必要な設備、備品 | ①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画②必要な設備、備品 |
| 運営 | ①個別サービス計画の作成②運営規定等の説明・同意③提供拒否の禁止④訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理⑤秘密保持等⑥事故発生時の対応⑦虐待防止のための措置⑧廃止・休止の届出と便宜の提供　等 | ①個別サービス計画の作成②運営規定等の説明・同意③提供拒否の禁止④従事者等の清潔の保持・健康状態の管理⑤秘密保持等⑥事故発生時の対応⑦虐待防止のための措置⑧廃止・休止の届出と便宜の提供　等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 予防訪問サービス | 生活援助訪問サービス |
| 報 酬 | 月額定額制　①訪問Ⅰ（週１回程度）**※国が定める目安値**②訪問Ⅱ (週２回程度)**※国が定める目安値**③訪問Ⅲ（週2回を超える程度）　**※国が定める目安値**◎1単位＝地域区分別（特別区）の単価に準じる-----------------現行------------------　月額定額制　①訪問Ⅰ（週１回程度）月1,176単位（13,406円）②訪問Ⅱ (週２回程度)月2,349単位（26,778円）③訪問Ⅲ（週2回を超える程度）　月3,727単位（42,487円）◎1単位＝11.4円 | 月額定額制　　①訪問Ⅰ（週１回程度）**※予防訪問サービスの約85％**②訪問Ⅱ (週２回程度)**※予防訪問サービスの約85％**◎1単位＝地域区分別（特別区）の単価に準じる------------------現行------------------月額定額制　　①訪問Ⅰ（週１回程度）月1,006単位（11,468円）②訪問Ⅱ (週２回程度)月2,012単位（22,936円）◎1単位＝11.4円 |